

水戸市立第三中学校の運動部活動に係る活動方針

1 運動部活動の基本的な考え

- 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校教育の目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全教職員の共通理解のもと、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。

2 運動部活動の休養日の設定

- 学期中は週当たり2日以上（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上）を休養日とする。
週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中に、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
（8月13日～8月15日、12月29日～1月3日まで）
- 定期テスト前3日間は、部活動を中止する。

3 運動部活動の活動時間

- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。

4 運動部活動の朝の活動

- 原則として、朝の活動は行わない。
（但し、総体・新人戦1か月前からは申し出があった場合、校長が認め許可する。）

5 冬季活動について

- 11月から1月までの3か月間を冬季活動期間とし、短時間で効率的な活動ができるよう学校全体で工夫する。

6 部活動優先日

- 生徒及び顧問が一斉に活動を開始できる日を週1日設定する。

7 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長は、茨城県中学校体育連盟及び市町村教育委員会が定める参加する大会数の上限の目安等を越えることがないように、参加する大会等を精査する。
（総合体育大会・新人体育大会を含め、1か月当たり1大会を目安とする。）

8 文化部の活動について

- 県運営方針の「2 適切な運動部活動の運営のための体制整備」及び「4 適切な休養日等の設定」に準じた取扱いをする。

9 その他

- ※ 熱中症事故の防止のため、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。
- ※ 各部とも月ごとの活動計画を作成し、ホームページにアップする。
- ※ その他、本校部活動規定に基づき活動する。